

「屋敷小学校学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

習志野市いじめ防止基本方針では、次のとおり、基本理念が掲げられている。
いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものである。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいく必要がある。

『習志野市いじめ防止基本方針より抜粋(習志野市・習志野市教育委員会)』

したがって、本校では、以下のような基本理念をもって、いじめ問題を対応していく。

- (1) すべての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級・どの児童でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての児童が「いじめのない空間で、安心して学校生活」を送ることができることを旨として、本校におけるいじめの防止等のための対策を行う。
- (2) 教職員、児童等から幅広く意見を聞きながら、よりよい方針を策定する。
- (3) いじめ防止対策推進法の厳守といじめ問題に対応するに当たり、当事者及び関係者等に、正確で丁寧な説明を心がける。
- (4) 児童は、学校の内外を問わずいじめを行ってはならず、またいじめを見過ごしてはいけない。
- (5) すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者や地域・関係機関と密接な連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに真摯に対処し、再発防止に取り組む。

2 いじめの定義と認識

(1) いじめの定義(『いじめ防止対策基本推進法第2条』に基づき、市・教育委員会における定義より)

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

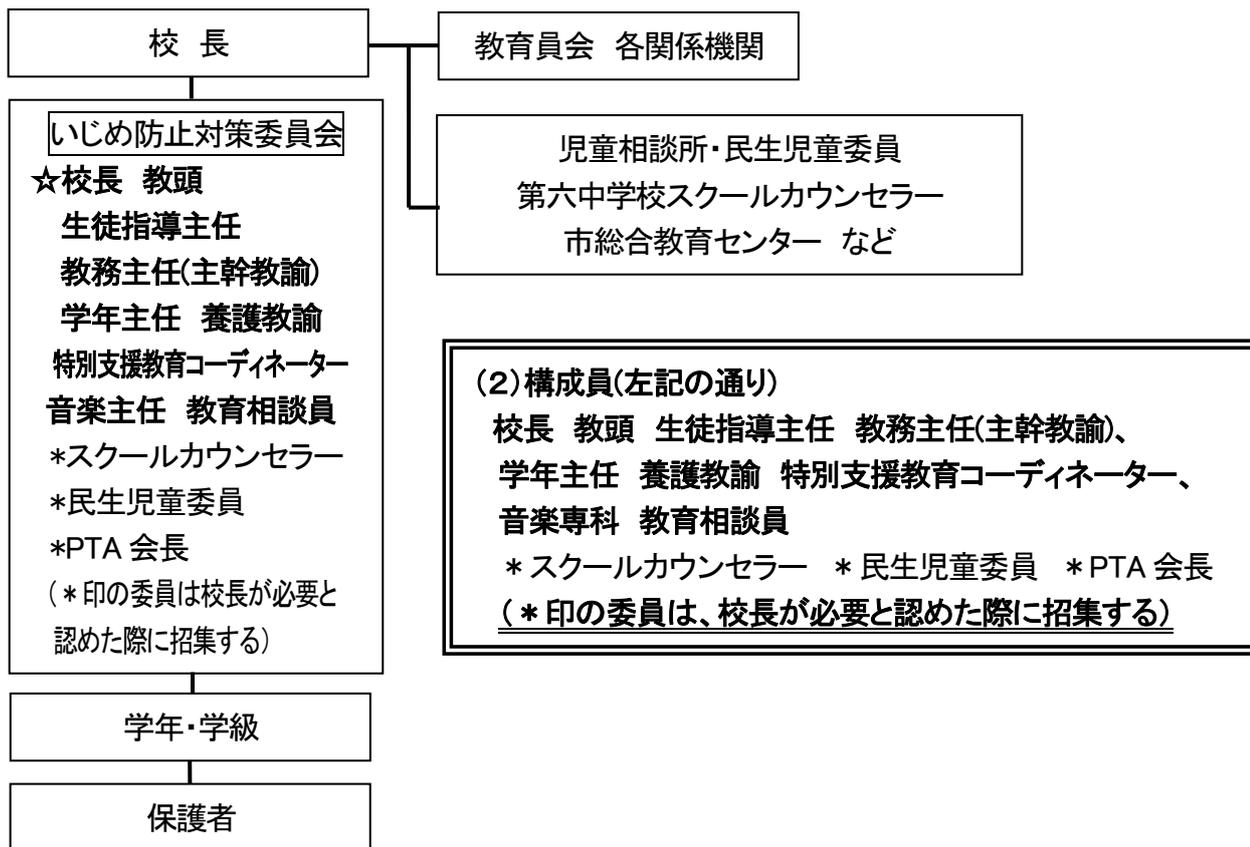
(2) いじめの認識(『習志野市いじめ防止基本方針』より)

いじめとは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめは、どの子共にも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識をもち、

よって、本校も上記同様の定義と認識をもって、いじめ未然防止、早期対応、再発防止に取り組む。

3 いじめ防止等の対策のための校内組織

(1)組織図



(2)開催日 基本年間7回 ※いじめ事案発生時は緊急開催とする。

4月	習志野市いじめ防止基本方針 及び 学校いじめ防止基本方針 の共通理解を図る。
5～6月	1学期いじめアンケート(記名式・無記名式)の実施・集計・共通理解・解決に向けての対応
9月	いじめ防止基本方針の見直し(第1次)
10～11月	2学期いじめアンケート(記名式・無記名式)の実施・集計・共通理解・解決に向けての対応
1～2月	3学期いじめアンケート(記名式・無記名式)の実施・集計・共通理解・解決に向けての対応
3月	いじめ防止基本方針の見直し(第2次) 取り組みに対する成果とその点検と評価

(3)組織の役割

- ① 「いじめ防止基本方針」の見直し・策定・実施
- ② 学校全体におけるいじめの実態把握と未然防止の推進・活動
- ③ 発生したいじめ事案への早期対応(いじめに関する情報収集と記録、そして共有、対策・対応)
- ④ いじめ問題及び対応に関する校内研修の計画と実施
- ⑤ 職員会議等において、いじめ防止対策委員会の内容を報告し、全職員で共有する。
 さらに各学年から、生徒指導上の気になる児童について報告し合い、より大勢の目で当該児童を見守り、支援する。
- ⑥ 児童に対するいじめ防止等に関する指導及び相談できる環境づくり
- ⑦ 保護者に対するいじめ防止等に関する情報の発信及びアンケート等の実施

4 いじめの未然防止のための取り組み

- ・前提として、本校の教育活動において、児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。
- ・また、生徒指導の機能を重視したわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の学力の定着を図るとともに、学習に対する主体性や達成感・成就感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- ・「漢字の読み書きできる」や「計算ができる」といったような「認知能力」だけでなく、自尊心、自己肯定感、自立心、自制心、自信などの「自分に関する力」や一般的には「社会性」と呼ばれる、協調性、共感する力、共感する力、思いやり、社交性、良いか悪いかを知る道徳性などの「人と関わる力」である「非認知能力」も伸ばすことができるような指導ができるように努める。
- ・いじめは、どの子共にも起こり得るという事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え、法や自校の学校基本方針について学ぶことができる取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」、その他いじめの予防のための対策として、「道徳や特別活動の中で、傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施するなど、各学校の実態に応じた取り組み」を推進するという習志野市いじめ防止基本方針を受けて、以下のように取り組んでいく。

- (1) 全教育活動において、いじめ未然防止に努めるとともに、特に道徳教育や特別活動の充実を図り、全学年において必ずいじめに関連した教材を扱う。
- (2) 道徳や特別活動の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じて学校行事や教科との密接な関連を図りながら、道徳的心情を育むための取り組みを補充・深化・統合し、道徳的心情や実践力を育成していく。また、いじめ防止だけでなく、その枠を超えた道徳的心情や生活の中での実践力を育成していく。
- (3) 学年や個々の発達段階に応じた計画に基づいて、豊かな人間関係づくり実践プログラムを企画し、実践する。
- (4) 命を大切に作るキャンペーン等の人権標語・ポスターコンクールへの参加を促す等、児童自らがいじめ問題について学び、いじめ防止に取り組みたいと思える活動を積極的に推進する。また、人権週間での啓発活動を積極的に行う。
- (5) 業間や清掃活動における異学年交流や幼保小関連、地域のお年寄りとの交流を活発に推進することで、世代や立場を超えた思いやりの心を育てる。
- (6) 校外学習や外部講師等による各種体験活動の充実を図り、豊かな心を育む教育を推進する。
- (7) ネット上におけるいじめや情報モラルについて、必要に応じ全職員で研修を行う。
- (8) 学年の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- (9) 全校朝会やあいさつ運動等を行うことで、コミュニケーション力を育成する。
- (10) 学級懇談会やPTA 定例会等でいじめに関する議題を取り上げ、学校・家庭・地域が一体となっていじめを許さない機運の醸成をはかる。
- (11) 教職員の不適切な発言(差別的発言や生徒を傷つける発言など)や体罰がいじめにつながる恐れがあるので、職員の打ち合わせなどで注意を促すようにする。
- (12) 部活動や対外行事に取り組む時には、集団としてのまとまりや技能の高まりを実感できるような指導を重視し、過度の競争意識、勝利至上主義を助長することがないように配慮する。

5 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

すべての教職員が児童の様子を見守り、できるだけ児童に寄り添った日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。いじめ問題を発見したときには、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして迅速にいじめ問題の解決にあたることとする。保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

- (1) 「いじめアンケート」を年3回(5～月、10～11月、1～2月)実施し、児童の悩みや人間関係の状況を把握し、回答のあった児童については教育相談を実施し、迅速に対応する。
- (2) 「いじめアンケート」や「先生、あのね」を定期的に行い、学校生活や家庭での生活習慣について把握し、教育相談や夏季や冬季の保護者面談に活用する。
- (3) 教育相談を年3回(いじめアンケート後2週間を目安)行い、いじめアンケートの回答に関わらず、すべての児童と話をする機会を設ける。
- (4) 児童の悩みを受け止めるツールとして相談箱を常時設置し、定期的に管理職及び担当者(養護教諭、教育相談、生徒指導)等が確認する。
- (5) 「いじめゼロ宣言」の内容を確認し、「やめる勇気」「とめる勇気」「話す勇気」「認める勇気」の指導を徹底する。

6 相談・通報について

◇習志野市立屋敷小学校電話(476-4679)

- ・教頭
- ・生徒指導主任
- ・養護教諭
- ・教育相談担当職員
- ・担任以外で相談しやすい教職員へ

◇職員室前に設置されている相談箱

◇教育相談活動(年間を通して行っている。)

◇関係機関

- | | | |
|--------------------|----------|------------------------------|
| ・習志野市教育委員会 | | 047-451-1132 |
| ・習志野市総合教育センター | 教育相談 (市) | 047-475-8341(やさしい) |
| ・青少年テレホン相談 | (市) | 047-475-7867(なやむな) |
| ・千葉県子どもと親のサポートセンター | (県) | 0120-415-446(千葉県内のみです) |
| ・24時間子供SOSダイヤル | (国) | 0120-0-78310(なやみ言おう) |
| ・ヤング・テレホン | (県) | 0120-783-497(千葉県警察少年センター) |
| ・チャイルドライン | (国) | 0120-99-7777(チャイルドライン支援センター) |
| ・子どもの人権110番 | (国) | 0120-007-110(法務省) |
| ・習志野市キャッチボールメール | (市) | 習志野市のホームページのトップページから |

7 いじめを認知した場合の対応

・いじめ事案が発生した場合は、担任(養護教諭)→学年主任→生徒指導主任→教務主任→教頭→校長→全教職員へと連絡が行き届くようにする。

- (1) いじめを認知した場合は、教職員が協力して、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては保護者への指導を含め、毅然とした態度で対応にあたる。
- (2) いじめ加害者や周辺児童への聞き取りの際には、以下の点に配慮する。
①対応は複数の教員で当たる。②記録は詳細にとる。③威圧的な態度で実施しない。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (4) いじめた児童から事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (5) 事案によっては、警察への通報など各関係機関と速やかに連携する。

8 指導について

- (1) 学級や学年内の友達がいじめの傍観者とならないよう、個人指導だけでなく全体指導にも適切に行うよう配慮する。
- (2) いじめを受けた児童の精神的なケアのため、養護教諭や第六中学校のスクールカウンセラーと連携をとりながら指導・支援を行っていく。
- (3) いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また関係機関や専門家とも協力して解決にあたり、決して学校内だけで軽々に問題解決をするようなことはしない。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

9 重大事案への対応について

・重大事案とは、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いやその恐れ、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合であり、速やかに、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、習志野市教育委員会に速やかに報告し、文章による報告を行う。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 校内組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。

10 公表、点検について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- (2) 学校いじめ基本方針の見直しについては年度ごとに実施する。

11 学校評価における留意事項

いじめに対する取り組みを評価し、その組織的改善を継続的に図っていくため学校評価に次の項目を加える。

- (1)いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- (2)いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

12 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、それぞれの設置者の定める文章の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う。

13 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。学校は業務を点検し、その効率化を図る。